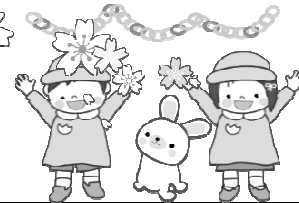
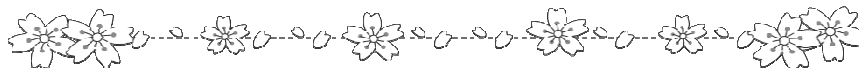




令和3年度 入園のしおり（教育・保育給付2号認定・3号認定）



1. 保育施設

①認定こども園 ②保育所（園） ③地域型保育（※0～2歳児のみ利用可能）

※令和2年11月現在において「③地域型保育」の施設は、市内にありません。

●保育施設一覧表

区分	施設名	所在地	電話番号	定員	乳幼児（生後）	開所時間（平日）	標準時間	短時間
認定こども園 私立	せんだん苑こども園	青野町	43-2547	130	8週間から	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
	せんだん苑南こども園	上野町	42-6090	80	8週間から	7:30～19:00	7:30～18:30	8:00～16:00
	中筋幼児園	大島町	42-1588	130	3か月から	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	吉美こども園	有岡町	42-0296	110	3か月から	7:30～19:00	7:30～18:30	8:30～16:30
	綾東こども園	十倉名畑町	45-1488	65	3か月から	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
	豊里幼児園	栗町	48-0256	110	3か月から	7:00～19:00	7:00～18:00	8:00～16:00
保育所 市立 私立	物部保育園	物部町	49-0026	90	8週間から	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30
	綾部保育園	相生町	42-7221	90	3か月から	7:00～19:00	7:30～18:30	8:15～16:15
	綾部ひまわり共同保育園	上野町	42-2890	90	8週間から	7:20～19:20	7:20～18:20	8:30～16:30

※土曜日の利用は、園により受け入れ状況が異なりますので、園にご相談ください。

※「保育標準時間（最長11時間まで）」と「保育短時間（最長8時間まで）」の利用時間帯は園により設定された時間になります。

2. 教育・保育給付認定

保育の利用を希望する場合、保育が必要な状態であるかを確認するために、教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定の申請は入所申込みと同時に行うことができます。

認定の区分は、3～5歳児が「2号認定」、0～2歳児が「3号認定」となります。

3. 保育施設を利用できる方と保育時間

下記の基準のような「保育を必要とする事由」に保護者のいずれもが該当することが必要です。

保育を必要とする事由	認定基準	標準時間	短時間
①就労※	1か月64時間以上就労していること	○	○
②母親の妊娠・出産	出産前後概ね8週間ずつ	○	○
③疾病・負傷・障害	病気・けが療養中、精神・身体に障害があること	○	○
④同居親族の介護・看護	常時介護・看護していること	○	○
⑤家庭の災害復旧	災害の復旧に当たっていること	○	○
⑥求職活動	求職活動を継続的に行っており、入園後3か月以内に仕事に就くこと	—	○
⑦就学	学校教育法に規定する学校等に在学、または職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	○	○
⑧育児休業※	育児休業取得中に既に保育を利用している児童がいて、継続利用が必要な場合のみ	—	○
⑨その他の事由	上記に準じる状態	○	○

※1か月当たりの保護者（父母とも）の就労時間が120時間以上の場合、標準時間の認定となります。

※育児休業を理由に保育の利用を申し込むことはできません。育児休業から復帰される場合は、就労による認定となり、復帰予定日の約1か月前を入所希望日としています。

4. 申込み手続きについて

認定申請書兼入所申込書等は市役所こども支援課及び保育施設にありますので、受付期間中に市役所こども支援課に提出してください。また、提出時に世帯全員のマイナンバーカード（又はマイナンバーが分かるもの）、書類を提出される方の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

（※マイナンバーが記載された書類は保育施設で受け付けできません。）



(1) すべての方が必要な書類

① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更認定）申請書兼入所申込書

※児童の年齢欄は、令和3年4月1日現在で記入してください。

② 保育の必要性についての証明書（下記のうち該当するもの）

保育を必要とする事由	証明書
①就労	就労証明書（就労先での証明、自営業や農業の方は民生児童委員の証明）
②母親の妊娠・出産	出産証明書（医師の証明（出産予定日のわかるもの）または母子手帳の写し）
③疾病・負傷・障害	疾病証明書（病気、負傷、心身に障害があり児童の保育ができない方（医師の証明））
④同居親族の介護・看護	介（看）護証明書（同居の親族を常時看護や介護をしている方（民生児童委員の証明））
⑤家庭の災害復旧	り災証明書
⑥求職活動	申立書
⑦就学	在学証明書
⑧育児休業	育児休暇取得期間の証明書（就労証明書）
⑨その他の事由	市が必要と認める書類

※保護者のいずれもが日中児童を保育できないことの証明書が必要です。



(2) 該当者のみ必要な書類

① 減免申請書 … ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等（0～2歳児のみ）

※毎年度提出していただかないと減免できません。

※障害児（者）減免の場合は、障害者手帳、療育手帳、障害基礎年金証書、特別児童扶養手当証書のいずれかの写しを添付いただく場合があります。

※ひとり親世帯の内、みなし寡婦（夫）控除（令和3年8月まで）の適用による申請については、別途、ご相談ください。（令和3年度市民税（令和2年分所得税）からひとり親控除適用のため）

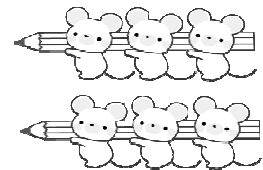
② 保育料、副食費徴収免除算定のための必要書類等

保育料と副食費徴収免除の算定に必要なため、市民税課税証明書を提出いただく場合があります。

（市民税課税証明書：令和2年度は令和2年1月1日、令和3年度（令和3年9月以降入園）は令和3年1月1日に綾部市に住民登録のない方は、その時点で居住地であった市区町村長が発行するものをお取りください。）

5. 申込みの時期について

受付期間：令和2年11月24日(火)～12月4日(金)



6. 申込みの留意事項

- ◇ 書類の記入において、修正テープ等で訂正をしないでください。
- ◇ 年度途中の入園希望の場合も上記の期間に申込みしてください。
（※入園日は月の初日か第3月曜日となります。ただし、4月は第3月曜日の入園はできません。）
- ◇ 上記以外でも申込みを受け付けますが、ご希望に添えない場合があります。
- ◇ 未出生児でも上記期間中に申込みが可能です。
- ◇ 市外にお住まいの方が綾部市に転入予定（入所日より前に限ります）の場合、上記期間中に申込みが可能です。
- ◇ 市外の保育施設を希望される場合（広域入所）は、施設のある市町村の受付期間を確認し綾部市へ申込みをしてください。ただし、希望される施設のある市町村の住民の方が優先となります。

7. 入所決定等

- ◇ 受付期間中に申込書を提出された場合は、3月上旬を目途に結果の通知書等を送付します。
- ◇ 申込者が多数のため希望に添えない場合や基準に該当しないと判断される場合などは、保育施設へ入園できないこともあります。
- ◇ 入園の承諾等は、保育の必要度が高い児童から順に決定します。
- ◇ 申込みを取り下げる場合はこども支援課に取下届を提出してください。

8. 保育料と副食費について

- ◇ 保育施設の運営費用は、国・府・市・保護者それぞれの負担で成り立っています。
- ◇ 3～5歳児の保育料は無料ですが、副食費や延長料金等は有料で施設が定めた料金となります。
- ◇ 0～2歳児の保育料と、3～5歳児の副食費徴収免除は、4～8月分は令和2年度、9～3月分は令和3年度の保護者の市民税額により算定します。
- ◇ 年度途中で修正申告等により税額の変更があった場合は、再算定し通知します。

令和3年度保育料と副食費基準額表

(月額)

階 層 区 分		保 育 料		副 食 費
		0～2歳児 (副食費は保育料に含まれています)		3～5歳児 (保育料は無料)
		標準時間	短時間	標準時間・短時間
A	被保護世帯	0円	0円	免除
B	市民税が非課税の世帯	0円	0円	
C1	市民税均等割課税のみの世帯	14,100円	14,000円	
C2	市民税所得割額	24,200円未満	16,000円	15,800円
C3		24,200～48,599円	18,000円	17,800円
C4-1		48,600～57,699円	21,000円	20,700円
C4-2		57,700～62,999円		
C5-1		63,000～77,100円	25,000円	24,700円
C5-2		77,101～78,999円		
C6		79,000～96,999円	29,000円	28,600円
C7		97,000～116,999円	36,400円	35,900円
C8		117,000～168,999円	44,500円	43,900円
C9		169,000～220,999円	55,500円	54,700円
C10	221,000～300,999円	58,500円	57,600円	
C11	301,000～396,999円	62,100円	61,100円	
C12	397,000円以上	74,700円	73,500円	施設が定めた料金※

- ◇ ※「施設が定めた料金」については、各施設にお問い合わせください。
- ◇ 階層区分の認定は、入園児童と生計を同一にしている父母の課税額の合計で行います。
※課税額とは住宅借入金等特別税額控除等の税額控除をする前の所得割額です。
- ◇ 里親世帯はA階層区分となります。
- ◇ 児童の年齢は、令和3年4月1日現在で判定し、該当年度中はその年齢を適用します。
- ◇ 保育料は、綾部市にお住まいの児童であれば、どこの保育施設に入園されても同じ金額となります。
- ◇ 同一世帯に2人以上の子がおられる場合や、ひとり親世帯または障害者(児)のいる世帯等については、保育料が下記のとおりとなります。

(1) 保育料(0～2歳児)

【多子世帯に対する減免】

- ◇ 同時在園の範囲内で、2人目半額、3人目以降無料
- ◇ C4-1階層(市民税所得割額57,700円未満)までの方は年齢に関係なく、2人目半額、3人目以降無料
- ◇ C8階層(市民税所得割額169,000円未満)までの方で18歳未満の児童が3人以上いる場合は3人目以降無料
- ◇ 1人目(または2人目以降)の児童の保育料が無償化による無料の場合でも、人数のカウント方法は変更ありません。

【ひとり親世帯、障害者(児)世帯等に対する減免】

- ◇ C1～C5-1階層(市民税所得割額77,101円未満)は5,700円、同時在園に関係なく2人目以降は無料
- ◇ C5-2階層以上(市民税所得割額77,101円以上)は半額(同時在園の範囲内で2人目以降もさらに半額)
- ◇ ひとり親世帯の内、未婚のひとり親世帯について、申請により適用となった場合、寡婦(夫)控除の対象とみなして計算した市民税額により算定します(令和3年8月分保育料まで)。(※4(2)減免申請書を参照)

(2) 副食費(3～5歳児)

【多子世帯に対する免除】

- ◇ C4-1階層（市民税所得割額57,700円未満）までと同時在園の範囲内で3人目以降免除
- ◇ C8階層（市民税所得割額169,000円未満）までの方で18歳未満の児童が3人以上いる場合は3人目以降免除

(3) 認定こども園と保育所への納付等

- ◇ 認定こども園については、園と保護者が契約を結び、園に直接、保育料や副食費を納付いただきます。納付方法等については、園ごとに異なりますので園にお尋ねください。
- ◇ 保育所については、市に保育料を納付、副食費は園に直接納付いただきます（公立園除く）。保育料は毎月末（月末が金融機関休業日の場合はその休業日明け）が納付期日です。
- ◇ 保育所の保育料の口座振替の手続きは、通帳と届出印をご持参のうえ、綾部市収納金融機関で行ってください。なお、2人以上の児童が同時に入園している場合は、児童ごとに手続きが必要です。
- ◇ 保育料や副食費は、必ず期限内に納付してください。特別な理由なく滞納されますと、入所期間等の制限や財産の差し押さえ等を行う場合があります。どうしても納付が困難な場合は、保育所についてはこども支援課へ、認定こども園については園にご相談ください。



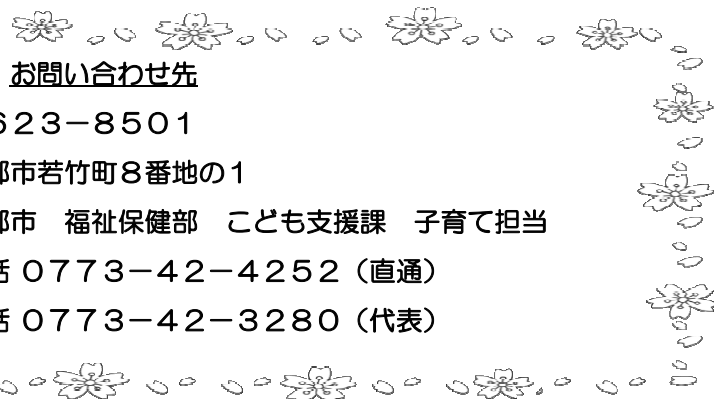
9. 入園後、利用状況に変更があった場合

- ◇ 求職活動を理由に入園された場合、入園後3か月を過ぎても就労証明等が提出できず、就労の見込がないときは、保育の実施を解除（退園）することがあります。
- ◇ 保育を必要とする事由に変更が生じる場合は、変更申請が必要です。
例）就労をする、退職する、妊娠・出産の場合、育児休業の取得または終了など
- ◇ 転出や家庭保育が可能になった場合など保育施設を退園するときは事前に退園届を提出してください。
- ◇ 住所変更、世帯構成が変わる場合は変更届を提出してください。



10. その他

- ◇ 保育施設は集団生活の場です。お子様の健康状態が普段と違うときは、すぐ医師の診断を受け、その指示に従ってください。無理に登園すると、本人はもとより、感染症の場合は他の児童にも影響しますので、十分ご注意ください。欠席する場合は、必ず園へ連絡をしてください。
- ◇ 病気回復期のための病後児保育「あすなろルーム」を市役所西庁舎1階に開設していますので、ご利用ください。利用には事前に予約（前日の午後5時まで）が必要です。（TEL 42-4252）
- ◇ 病気やけがの理由でやむを得ず月の開所日数の3分の2以上欠席した場合は、当該月の保育料を2分の1減額することができますので、こども支援課へご相談ください。（医師の診断書や意見書等の提出をお願いします）
- ◇ これまでに、乳幼児健診等でフォローを受けておられる児童や、病院等の専門機関に関わっておられるなど、集団保育において支援・配慮が必要と思われる児童につきましては、申込時にご相談ください。
- ◇ 申込書等の記載内容と事実が異なった場合は、保育の実施を解除（退園）することがあります。あらかじめご承知ください。



お問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市 福祉保健部 こども支援課 子育て担当

電話 0773-42-4252（直通）

電話 0773-42-3280（代表）